

【自由研究発表】

ドーピング違反の事実認定について

神谷宗之介
(弁護士)

1はじめに

本研究は、スポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）の仲裁判断⁽¹⁾がスイス連邦地方裁判所（以下「スイス地裁」という）によって覆され⁽²⁾、再度CASにおいて審理をしなおした⁽³⁾という事案についての評釈である（以下第1回目の仲裁判断を「第1判断」、第2回目の仲裁判断を「第2判断」、スイス地裁の下した判決を「裁判所の判断」という）。本事案はテニス選手によるドーピング違反事件で、大会関係者が提供した治療薬に禁止薬物が含まれていたケースであったところ、ドーピング違反の成否においては選手の主観が考慮されないことの再確認、そして、CASの審理のあり方を学ぶ意味で重要な先例であると考えられるので、ここに紹介する次第である。

2事案の概要

（1）当事者

申立人ギジェルモ・カナス選手（以下「申立人」という）は、1995年からATPツアーに参加したアルゼンチンの選手で、ATPランキング10位にまで達した選手である。

相手方ATPツアー（以下「相手方」という）は、男子のプロテニス選手と大会主催者によって構成される非営利組織である。相手方は、男子のプロテニス大会を管理し、大会と選手に関する規則を定めている。

(2) ATPルール

ATPツアーオンに参加する選手に適用されるATPルールの中で、本件に関する条項の抜粋は以下の通りである。

記

C ドーピング違反

C 1 競技者からの検体に禁止物質、その代替物、又はそのマーカーが存在している場合、選手が治療目的使用による免責事由を立証できた場合を除き、ドーピング違反が成立する。

C 1 a) 相手方は禁止物質の存在を立証すれば足り、選手の主観的意図の立証は不要で、選手による無過失責任の主張は抗弁になり得ない（無過失責任の原則⁽⁴⁾）。

K 適正手続

K 3 立証責任

K 3 a) 相手方は、アンチドーピング機関が主張の重大性を納得できる程度（可能性を推量できる程度では不十分であり、「合理的疑い」の範囲を超える程度に証明される必要はない。）にドーピング違反を立証しなければならない。

K 3 b) 選手が抗弁等を主張する際の立証責任は比較衡量を基準とする。

L 個人結果の自動的失効

L 1 ドーピング違反があった場合、当該競技において得られた個人の結果は、メダル、得点及び賞の没収を含む全ての競技結果とともに自動的に失効する。

M 資格剥奪措置の賦課

M 2 ドーピング違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

1回目の違反 – 2年間の資格剥奪

2回目の違反 – 一生涯にわたる資格剥奪

M 5 a) ドーピング違反事件において、自己の違反に関する無過失を選手が立証した場合、該当する資格剥奪期間を免除する。選手は自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を立証しなければならない。

M 5 b) ドーピング違反事件において、当該違反の実質的原因が自己の過失ではない旨が競技者によって立証された場合、該当する資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。選手は自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を立証しなければならない。

(3) 当事者の主張

<申立人の主張>

1) 申立人は禁止薬物HCTを含むロフカル(Rofucal)という薬剤（本件薬物）を使用したが、本件薬物は大会関係者から受領したものだった。申立人はトーナメントドクター（本件医師）の診察を受け、本件医師が処方した薬物を受領する予定だった。しかし、現実には、本件大会に参加していた他の選手のコーチ（Mr. Carvallo）のために処方した本件薬物が、大会関係者のミスにより、誤って申立人に渡ってしまったものだった。

2) 選手がトーナメントドクターが処方した薬物を受け取った場合には、ATPルールが定める選手の注意義務（due care）は軽減されるというべきである。

3) 仮に（2）の議論が認められないとしても、選手はトーナメントドクターから受領した処方箋を確認する義務はない。

4) 2年間の出場停止処分は比較衡量基準から見ても、不合理であり、特に本件においては申立人に故意がなかったことを重視するべきである。

5) 無過失条項、又は、無重過失条項からすれば、選手に対する出場停止処分は免除又は減じられるべきである。

<相手方の主張>

1) 申立人は、同人が禁止薬物リストを常に携帯していたにもかかわらず、同人が現実に受領した薬物のラベルを一切確認しなかつ

- た。当該確認を怠ったこと自体が過失である。
- 2) ATPルールは、禁止薬物が体内に入ることがないよう注意する義務は選手個人の責任であると明示しているのであって、服用する薬物がトーナメントドクターから直接交付されたわけではない本件において、薬物の確認を怠った申立人には重大な過失があるというべきである。
- 3) 申立人は大会関係者から禁止薬物を受領することなどおよそ予見不可能であると主張するが、争点は、第三者の過失が予見できるかではなく、薬物の確認を怠り、当該薬物を服用した選手から禁止薬物に関する陽性反応ができることが予見可能かという問題に過ぎない。
- 4) 2年間の出場停止処分は他の競技との調和の観点から定められたものである上、出場停止処分の減免は慎重に行われるべきである。

3 CASの第1判断

(1) 第1判断の概要

1) ドーピング違反の成立について

ATPルールの下では、ドーピング違反の成否は選手の検体から禁止薬物が発見されたか否かによってのみ判断されるので、本件においてドーピング違反が成立することは明白である。

2) 無過失又は無重過失の抗弁について

① 立証責任

無過失又は無重過失の抗弁を主張する選手は、比較衡量の基準の下、第1に禁止薬物が体内に混入した過程、第2に無過失又は無重過失を基礎付ける事実を立証しなければならない。

② 事実認定

<禁止薬物が選手の体内に混入した過程について>

申立人は、大会関係者から受領した本件薬物を服用したというべきである。係る事実は、申立人が本件医師の診察室に入り、処方箋を携

えて同室を退出した事実を見たとする複数の陳述書及び証言の存在、及び、処方箋を調合するための大会専用車と運転手が、申立人が本件医師を訪れた直後に、派遣されていることから認定できる。

なお、申立人にはドーピングコントロールフォームに本件医師に処方された薬物を記載していなかった事実が認められ、申立人は係る記載をしなかったのは大会関係者の指導に基づくものだと主張し、相手方はそのような事実はあり得ないと主張する。仲裁パネルは係る事実につき正否を判断することはできないが、いずれにせよ、申立人が本件医師の診査を受け、同医師から処方箋を受け取った事実は、前段落で述べた証拠により認定することが可能である。

<無過失の抗弁について>

薬物をトーナメントドクターが選手に直接手渡す場合は、選手がトーナメントドクターの信用と知識に依存することは通常のことであるが、そうではなく、薬物が選手の手元に渡るまで複数の人間が関与する場合、選手はいかなる薬物を自分が服用するかを確認する義務があるといるべきであり、これを怠った申立人には過失があるといわざるを得ない。なぜなら、前者の場合、ATPルールは各大会主催者にドーピング問題に詳しいスポーツドクターを準備するよう義務付けており、選手は当該スポーツドクターに相談し、薬物を処方してもらうことで最善の注意を果たしたといえるが、後者の場合には、第三者の行為が介在するのであるから、自己が受け取った薬物が現実にトーナメントドクターから処方されたものかどうかを確認する必要性が高いからである。特に本件において、申立人はベテラン選手であり、ATP選手会においても活発に行動し、常に禁止薬物リストを携帯する等してATPルールを熟知していたのであるから、自分が現実に服用する薬物がいかなる薬物であるのかを慎重に確認るべきであった。

<無重過失の抗弁について>

パネルは、選手の無重過失を判断するにあたって、事件における全体的な証拠を総合的に考慮して判断を行うところ、申立人には、以下に述べる事情があるので、本件薬物の投与につき無重過失であったと

いうべきである。

- ・申立人が、大会期間中に病気を患い、その治療を受けるに当たって、主催者が提供する医師の診察を受け、薬物の処方をしてもらうことは、禁止物質の服用を回避するために最善の方法であったこと。
- ・申立人につき、HCTを含む禁止薬物を使用した履歴が一切ないこと。

・本件薬物の服用目的は明らかに治療目的であったこと。

・本件薬物の服用は、申立人又は申立人の使用者によるものではなく、大会関係者の過失によってもたらされたものであること。

あわせて、ATPルールのもとになっている世界アンチドーピング規定（WADC）の解説によれば、「競技者本人に開示することなく競技者の主治医又はトレーナーが禁止薬物を投与した場合」、選手は無過失とはいえないが、無重過失であるとして制裁措置が軽減されることがあるとしていることに照らせば、本件も制裁措置が軽減されるべき事案であるというべきである。

<制裁措置の内容>

以下の事情を総合的に考慮すると、申立人に最大の制裁措置の軽減を認めるのは相当ではなく、9か月間分出場停止処分を減じるものとする。申立人は少なくとも本件薬物を服用する前に当該薬物が本件医師によって処方された本来服用すべき薬物と同一のものかを確認する義務を怠ったというべきである。

- ・申立人はドーピングコントロールフォームに（本来服用する予定だった）薬物服用の事実を記載しなかった。
- ・申立人は本件薬物を服用する際に全く確認をしなかった。
- ・申立人はATPが行った調査手続の際、本件薬物の服用の事実を思い出せないとしながら、現在は同薬物の服用を認めている。
- ・申立人はペテラン選手であり、ATP選手会においても活発に行動し、常に禁止薬物リストを携帯する等してATPルールを熟知していた。

(2) 裁定

- 1) 2005年8月29日に申立人が提起した上訴は、一部支持される。
- 2) 申立人は、2005年2月21日にメキシコのアカプルコで開催された“Abierto Mexicano de Tenis”期間中にドーピング違反（薬物使用違反）を犯したので、申立人の競技結果は、失効するものとする。当該トーナメントで受け取った賞金で、相手方に返還されていないものはすべて、本裁定日から7日以内に相手方に返還されるものとする。
- 3) 申立人は、2005年6月11日を開始日とする15ヵ月間、ATPツアーアに参加する資格を剥奪されるものとする。
- 4) 相手方は、当該トーナメント後に申立人が参加した競技について相手方が回収した賞金に限り、本裁定日から7日以内に、その金額を申立人に返還するものとする。
- 5) 本裁定は、費用なしで申し渡される。ただし、申立人が支払済みであり、且つ、スポーツ仲裁裁判所が保有することになる裁判所手数料500スイスフランは除くものとする。
- 6) 裁定に要した費用は各当事者の負担とする。

4 裁判所の判断

(1) 手続及び当事者の主張の概要

上記裁定を不服とした申立人はスイス地裁に第1判断の取消を求めて提訴するに至った。スイス地裁における争点は、①CASの裁定に対する異議申立権放棄の有無、②CASの裁定は申立人の聴聞の権利を侵害するか、という点であった。

(2) 争点に対するスイス地裁の判断

1) 異議申立権放棄の有無

相手方は、ATPルールにおいてCASの判断は最終的なもので選手とATPツアーアを拘束し、いずれの当事者もCASの裁定に異議を申し立てる権利を有していないと規定されており、申立人は当該ATPルールに同意しているものであるから、そもそもスイス地裁に対する訴訟提起

は認められないと主張した。

これに対し、スイス地裁は、契約当事者が仲裁裁判を最終的なものと位置づけ、仲裁裁判に拘束されることを合意したときは、異議申立権は放棄されたと解釈されるべきであるとの一般論は認めたうえで、スポーツ選手に対する懲戒処分の有効性が争われる事案においては、競技者団体による異議申立権放棄の抗弁は原則として認めるべきではないと判断した。その理由として、水平的な契約当事者間で紛争解決を仲裁にゆだねるケースと異なり、スポーツの世界ではスポーツ選手は競技団体の定めたルールに従わざるを得ない垂直的関係にあるので、通常の仲裁における法理をそのままスポーツ仲裁のケースに当てはめることはできないとしている。

2) 聴聞の権利に対する侵害の有無

スイス地裁は、裁判に当たっては、結論として選手の主張を排斥するとしても、なぜその主張を排斥したのか理由を示す必要があるとして、これを怠ったCASの裁定は聴聞の権利を侵害するものであり、無効であると判断した。

5 CASの第2判断

(1) 結論

第1判断を踏襲した。

(2) 理由

CASは、第1判断において示した理由を再度示した上で、①デラウェア州法に照らしてもATPルールは有効であるし、②相手方による制裁措置も相手方による契約違反となるものではないし、③ATPルールは選手をマーケットから排除するためのものではなく、通商を制限する契約や共謀でもないので、シャーマン法（アメリカ独占禁止法）にも違反しないと判断した。更に、EU法は本件仲裁において準拠法になり得ないとしながらも、申立人が相手方の措置はEU法に違反するというので、念のため判断するとしても、当該措置はEU法に違反するものではないとした。

6 評釁

本件において実務上参考になり得る点は3点あるといえよう。

第1に、選手は例え大会関係者から提供される治療薬といえども、トーナメントドクターから直接投与を受け、又は、直接治療薬を受け取る場合を除き、自分の体内に取り込む物質が禁止薬物に該当するか否かを最終的に確認する義務があることがより明確になった点である。選手は、無過失を立証できれば出場停止処分を免れることができるのであるから、飲食や薬物の服用に際しては、厳重な注意を払う必要がある。

第2に、スポーツ仲裁裁判に不満を持つ選手は裁判所において司法審査を受ける余地があると示された点である。確かに、スイス地裁の指摘するとおり、スポーツ選手が選手生活を送る上で、競技団体が用意した規約や合意書には従わざるを得ないのが現実であり、いかに当該競技団体の規約に仲裁合意が規定されているとしても、一切の司法審査が否定されるというのは、選手に紛争解決手段の選択肢が与えられていない実態からして、不公平といわざるを得ないであろう。

第3に、スポーツ仲裁に携わる仲裁人は当事者の主張を丁寧に取り上げ、一見仲裁裁判に影響のないような主張であっても、これに理由をつけて排斥する丁寧な仲裁進行が義務付けられるという点である。裁判実務においては裁判所が争点整理表を作成し、当事者の確認を求めることがあるが、スポーツ仲裁においても、当事者の主張がもれなく取り上げられているか、仲裁判断の前に確認することがあってもよいかもしれない。

【注】

(1) Canas v. ATP (CAS2005/A/951)

(2) Canas v. ATP (Swiss Federal Tribunal 4P.172/2006)

(3) Canas v. ATP (CAS2005/A/951) CASにおける事件番号は第1判断時の事件番号と同様の事件番号が付与されていた。第1判断は2006年6月23日、第2判断は2007年5月23日にそれぞれ下されている。

(4) 無過失責任の原則：キグリー対UIT事件におけるスポーツ仲裁裁判所（CAS）の判断に示されている。「無過失責任原則は、ある意味個別具体的な事件において不公平になる可能性が高いことも事実である。その具体例としては、キグリー事件が挙げられる。この事件においては、ラベルの誤った表記や誤った助言といった自分自身が責任を負わない要因（特に、外

国で急病状態に陥った場合)の結果として、競技者が薬物を摂取した可能性がある。しかし、重要な競技大会の前日に、競技者が食中毒に罹ってしまうことも、ある意味において「不公平なこと」である。いずれの場合も、不公平の解消を目的として、競技大会の規則が変更される訳ではない。競技大会を延期して競技者の回復を待つといった事態が発生しないのと同様に、事故的な摂取が認められた場合でも、禁止物質の禁止措置は解消されない。競技大会の変遷は、生命一般の変遷と同様に、偶発事象によるものか、責任のない者の過失によるものかを問わず、幅広い種類の不公平を生み出す可能性があるが、このような問題は法規によつて修復できる性質のものではない。さらに、当事者以外の競技者全員に対して意図的な不公平を生み出すことによって、ある個人に発生した偶発的な不公平性を解消してはならないというのは、健全な政策目標である。不注意によって摂取したことを理由として競技能力を強化する禁止物質が容認されてしまうと、このような事態が発生する。さらに、故意の存在が立証されていないことを理由として、意図的な濫用ですら制裁措置を免れてしまう可能性が高くなる。また、故意の証明を要する場合、明らかに訴訟費用が高額になり、競技団体(特に、予算規模がそれほど大きくない競技団体)のアンチ・ドーピング活動が停滞することになる。」(「世界アンチ・ドーピング規定 Version 3.0」10頁、財団法人日本アンチ・ドーピング機構、2004年3月)